

## 2023 年度 5 月臨時議会(5 月 19 日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○副市長(大長義之君) 議案集 1)、3ページの議案説明を御覧ください。

議案第 118 号は、令和5年度静岡市一般会計補正予算(第2号)で、物価高騰に対する市民生活への支援として、低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に要する経費のほか、モバイル決済サービスを活用したポイント還元事業に要する経費などの増額を計上するものでございます。

補正予算の総額は 36 億 4,000 万円余で、補正額を加えた累計予算額は 3,560 億 6,000 万円余となります。

8○議長(井上恒弥君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、松谷 清君。

〔松谷 清君登壇〕

9○松谷 清君 それでは、議案質疑を行わせていただきます。2点ございます。

まず、今回、低所得世帯への支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業が提案されております。

この給付事業は、物価高による負担感が大きい低所得世帯に対し、生活への影響を緩和するため、給付金を支給するものであります。

そこで、事業の目的等について3点お伺いいたします。

1つは、2021 年度はコロナ禍で住民税非課税低所得世帯に 10 万円を支給、2022 年度に入り、非申請者、対象者全員が申請しなかったということで、非申請者に対して、物価高騰対策に切替えて 10 万円を継続して支給してきました。2022 年度9月議会において、さらに5万円の支給を決定しました。今回、非課税低所得世帯に3万円、3回目の支給になります。今までの支援をどのように評価しているか。また、今回の支給の必要性についてどのように認識しているか、伺いたいと思います。

2つ目に、2022 年度の住民税非課税低所得世帯への支給において、7万 4,000 の住民税非課税世帯、500 の家計急変世帯を想定して補正予算を組みました。しかしながら、実際の住民税非課税世帯への支給は6万 8,047 世帯、家計急変世帯は 329 世帯でありました。今回、それらを踏まえて住民税非課税低所得世帯、家計急変世帯7万 5,500 の対象世帯数はどのように見込んでいるのか、伺いたいと思います。

3点目に、受給する権利があるにもかかわらず、何らかの理由で申請手続きを行っていない方々がいらっしやるわけでありまして。予算時の想定と実際の支給世帯数に 7,000 世帯以上の乖離があります。対象者にどのように周知していくのか、伺いたいと思います。

次に、今回、2回目となる市立小中学校給食費負担軽減事業は、保護者に価格転嫁することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材料費高騰分の経費を全額負担するものとして提案されております。

そこで、2点お伺いいたします。

対象児童生徒数は、小学校3万 511 人、中学校1万 4,566 人とのことです。小学校の1食当たりの給食費は 280 円、中学校は 325 円、それぞれの給食費は、生鮮食品、生鮮食品外、主食など食材料費別に区分けされているとのこととあります。現状の学校給食費に対して、物価高騰分をどのように加味して算出しているのか、伺いたいと思います。

2つ目に、学校給食費の徴収は、センター方式、それから清水区の自校式給食においてどのような形でそれぞれの学校で徴収されているのか。実際にPTAが直接集めている学校もあると聞いております。また、食材の納入業者への支払いはどのように行っているのか。そこへの物価高騰増額分の支払いは、どのように行っているのか、伺っておきたいと思います。

1回目は以上です。

10〇保健福祉長寿局長(吉永幸生君) 事業の必要性等についての3点の質問にお答えいたします。

まず、今までの支援をどのように評価しているか、また、今回の支給の必要性をどのように認識しているかについてですが、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給については、令和3年度から4年度にかけての臨時特別給付金、令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金と、2回の給付金を支給しました。これらは、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者などへの支援策として有効なものであり、給付金の支給により必要な経費に充てることができ、生活の支えにつながるものであったと評価しております。

また、今回の給付事業については、依然として物価高騰は継続しており、その影響を大きく受ける低所得世帯に対する支援策を国が打ち出したことも踏まえ、給付金の支給は、生活を下支えするための必要な施策であると認識しております。

次に、今回の対象世帯数はどのように見込んでいるのかについてですが、住民税非課税世帯については、令和4年度住民税非課税世帯数約7万 4,000 世帯を基に、令和5年度住民税非課税世帯数を7万 5,000 世帯と見込みました。

家計急変世帯については、令和4年度の支給状況約 300 世帯を基に 500 世帯と見込みました。

なお、令和4年度の方非課税世帯への支給状況は約6万 8,000 世帯となっており、非課税世帯数である約7万 4,000 世帯との差異が発生しておりますが、その要因としては、例えば非課税世帯の市民のうち市外在住の親族等から扶養されており、実際には支給対象外である方がいることなどが考えられます。

最後に、対象者に対してどのように周知していくのかについてですが、住民税非課税世帯の方に対しては、プッシュ型にて給付金支給要件確認書を個別に発送し周知することとしております。

一方、家計急変世帯の方は、あらかじめ対象世帯を特定して案内することができないため、広く周知することが必要です。このため、令和4年度と同様、市の広報紙やホームページ、SNSなどで広く情報発信を行うほか、区役所や関係機関の窓口で案内チラシを配架することとしています。

今回の支給ではさらに、対象となる方が足を運ぶと考えられる社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関に対して、各種相談の中で対象と思われる方への積極的な案内をしていただくよう協力を依頼してまいります。

11〇教育局長(青嶋浩義君) 学校給食費の負担軽減に関する2つの御質問にお答えします。

最初に、物価高騰分をどのように加味して算出したのかについてですが、保護者が負担している学校給食費は、令和4年度の平均的な献立の換算では、1食当たり小学校 280 円、中学校 325 円に対し、その内訳として、主菜、汁物などのおかず分は、小学校、中学校それぞれ 164 円と 189 円。御飯、パン等の

主食分が 61 円と 81 円。牛乳が小中学校で同額の 55 円となっております。

おかずの値上がり分については、総務省が発表した全国消費者物価指数の令和 4 年度の値上がり状況が 5 年度も続くと想定し、野菜や魚などの生鮮食品は 5.4%上昇、小麦粉や油などの生鮮食品以外は 7.6%上昇するものとして積算しました。

次に、御飯等の主食及び牛乳については、令和 5 年 4 月から 1 食当たり、合わせて 7.6 円の値上げをするという通知が納入業者からありましたので、これを加算しました。

その結果、現状の単価に対し、全体で年間約 10%の増加となりますので、学校給食費の総額約 24 億円に対し、その 10%の 2 億 4,000 万円を予算計上させていただきました。

次に、保護者からの徴収、納入業者への支払い、物価高騰増額分の支払いのそれぞれの方法についてです。

最初に徴収方法ですが、学校給食費は学校が保護者から徴収しており、その徴収方法としては、保護者の銀行口座からの引き落としと、学校が保護者から直接、現金を徴収する 2 つの方法がありますが、9 割を超える学校で銀行口座からの引き落としを実施しております。

次に、食材の納入業者への支払い方法についてですが、学校給食センターから配食されている小中学校においては、静岡市学校給食会を通して納入業者へ支払います。

一方、清水区の単独調理場、いわゆる自校式の学校におきましては、各学校から直接、納入業者へ支払っています。

続いて、今回の物価高騰増額分の支払い方法については、静岡市学校給食会及び自校式の学校が食材の物価高騰分を教育委員会へ請求していただき、保護者負担分と物価高騰分を合わせて静岡市学校給食会や自校式の学校から各納入業者に支払います。

〔松谷 清君登壇〕

12〇松谷 清君 それでは、2 回目の質問をいたします。

答弁いただきましたけれども、10 万円、5 万円、3 万円と、継続して支給してきているわけですが、意味があるということなんですけど、この物価高騰、インフレというのが低金利政策が続いていくことによる円安、それからロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー、食糧費の高騰ですね。対策として、根本的には再生可能エネルギー、化石燃料の輸入をとにかく減らしていくということと、食糧自給率を高める、そこにかかってくるわけでありましてけれども、そうした点を踏まえすと、やはり政府が今、持っている政策の根本的な転換というのが求められております。ということから、国の全額負担になっているわけでありましてけれども、今後に期待しておきたいと思えます。

それでは、2 回目の質問ですけれども、今回の予算総額、3 万円支給の総額は 24 億 9,500 万円であります。対象世帯は低所得世帯 7 万 5,000 世帯と家計急変世帯 500 世帯ということで、支給総額は 22 億 6,500 万円となります。事務費が 2 億 3,000 万円ということでありましてけれども、その内訳について伺っておきたいと思えます。

それから 2 つ目に、7 万 5,000 世帯の住民税非課税世帯は、財政局税務部市民税課からの住民税非課税の個人情報と各区戸籍住民課からの世帯情報をマッチングして得ることとあります。

ただ、2023 年度の住民税非課税世帯において、高齢者の年金受給世帯などは、今回 3 回目となるため、2022 年度の支給対象となった方々と大半が重なるわけでありまして。その点で、事務費等の問題とい

うのが当然そこで、削減とかということが課題にはなってくるわけでありましてけれども、そうしたことも含め、福祉総務課は、今回の対象者の相当数の口座情報を実際に持っているわけでありまして。

また、2023 年度において新たに住民税非課税世帯になる方々については、口座情報を取得しなきゃいけない、そうなるわけでありまして。予算説明会において住民税非課税世帯に確認書を送るということでありましたけれども、何を確認するのか、伺っておきたいと思っております。

3 点目に、今回の給付事業における税情報は、基本的に4つのパターンがあって、1つは、源泉徴収制度を前提にして、事業者からの給与支払報告書というのは市役所に直接、提供されます。2つ目に、確定申告制度により自営業者は税務署に申告するわけでありましてけれども、その情報が税務署から市役所に情報提供される。それから、3つ目に、年金事務所から情報提供される。4つ目に、確定申告の不必要な方々からの市・県民税申告という形で、市民税課にそれぞれ個人情報が集約されてくるわけでありましてけれども、それを市民税課のほうで住民税非課税世帯ということで特定するわけでありまして。それらは、全てが個人情報となっているために、福祉総務課は、この税情報と各区戸籍住民課の世帯情報を特定公的給付に関する法制度によってマッチングを行ってきているわけでありまして。個人情報保護条例の対象とはならず、こういう形で対象者を選択しているわけでありまして。

今回の事業において、個人情報は本人の同意なく住民税非課税情報として活用しておりますけれども、一連の給付事業において、取得した個人情報について、目的外利用禁止の原則はどのように扱われていくのか、伺っておきたいと思っております。

次に、学校給食についてお伺いいたします。

御答弁いただいたわけでありましてけれども、この高騰も、先ほどの低所得世帯同様、いつまで続くのかということになるわけでありまして。今回、こうした形の状態というのは、公会計化であるとか、無償化ということで、様々な事務手続はかなり解消されていくことになると思うのですけれども、これは質問趣旨と議案質疑から外れますので、今回は触れませんが、そこで2点お伺いいたします。

昨年の6月議会において、2022 年7月から 2023 年、今年の3月までの期間、学校給食費負担軽減事業費として2億円の補正予算が組まれた経過がございます。

しかし、2023 年2月補正予算におきまして約1億 7,000 万円の減額補正、相当な額なんですけれども、減額が行われました。補正の背景としては、この物価高騰の想定と現実が違ったことであるだろうということや、台風 15 号の影響で学校給食がしばらくの期間、中止となったこととか、予算が在籍児童生徒数において組まれておりますので、不登校や長期の病欠欠席などの児童生徒の実数など、いろんな影響が考えられるわけでありまして。

そこで、この減額補正の要因をどのように考えているのか。また、今回の補正予算計上に当たってどのように反映させているのか、伺っておきたいと思っております。

2つ目に、昨年の6月議会におけるこの提案があったときの教育委員会への質疑の中で、この物価高騰分の予算措置で不足する場合はどうするかということが質疑されまして、学校給食費の値上げもそこで言及されているわけでありまして。この補正予算が不足した場合、どのような対応を考えているのか伺って、質問は終わります。

13○保健福祉長寿局長(吉永幸生君) 事業の進め方についての3点の質問にお答えいたします。

まず、事務費の2億 3,000 万円の内訳はどのようになっているかについてですが、内訳の主なものとしては、コールセンターを含む事務局運営及びシステム導入に係る委託料が2億円余、郵送料など通信運搬費が 1,800 万円、銀行振込手数料が 800 万円余です。事務の執行に当たっては、事務局運営やシステム導入に係る委託の精査等により、効率的な事業運営と経費節減を図ってまいります。

次に、住民税非課税世帯に送る確認書で何を確認するのかについてですが、住民税非課税世帯に対しては、あらかじめ振込口座情報を印字した確認書をお送りし、支給要件の該当の有無や受給の意思を確認することとしています。確認事項は、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないか。課税となる所得があるのに、申告していない者がいないか。あらかじめ印字した振込口座情報に変更がないかの予定です。

最後に、一連の給付事業により取得した個人情報について、目的外利用禁止の原則はどのように取り扱われるのかについてですが、本給付事業で扱う個人情報は、原則、本事業の業務目的においてのみ使用し、個人情報保護法に基づき適切に運用してまいります。

14○教育局長(青嶋浩義君) 最初に、令和4年度の減額補正の要因と今回の補正予算への反映についてですが、令和4年度の減額の要因については、献立の工夫を行い、給食費の上昇を抑えたことと、実際の食材高騰にばらつきがあり、全体的に当初の想定よりも物価高騰の伸びが緩やかであったことが挙げられます。

また、議員御指摘の不登校や病気など長期にわたって欠席している児童生徒についても、登校を前提に食数に含めております。一方、自然災害などによる学校給食の中止については予測ができないため、食数の減少をしないで積算しております。

次に、今回の補正に対しどのように反映させたかについてですが、令和4年度の補正では、物価高騰の上昇率が高かった直近3か月の全国消費者物価指数を参考としましたが、今回は、より長期的な傾向を反映させるものとして、令和4年度1年分の全国消費者物価指数を参考に積算いたしました。

次に、令和5年度中に補正予算が不足した場合の対応についてですが、令和5年度については、引き続き物価の高騰の状況を注視しつつ、その時点において対応を検討してまいります。